

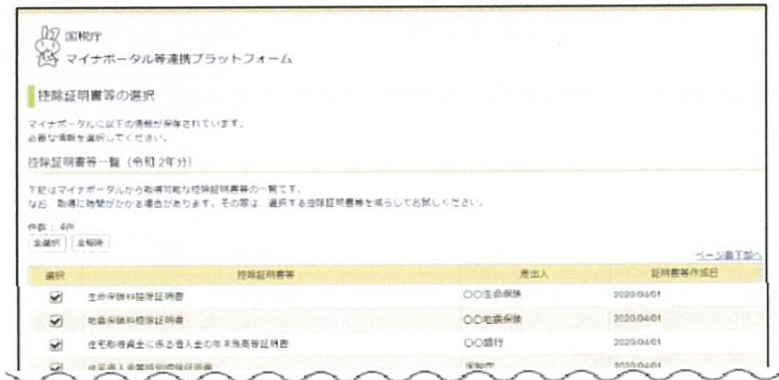
申告書の自動入力が始まります！

確定申告 × マイナポータル

マイナポータルと確定申告書等作成コーナーを利用すれば、生命保険料控除証明書などの情報をまとめて入手、各控除に自動入力されます。それが「マイナポータル連携」です。



まとめて取得



自動入力



マイナンバーカードと
マイナンバーカード読取対応の
スマートフォン
(又はICカードリーダー)
をご用意ください。

証明書の内容の入力が不要！
保険料の区分も自動判定！
控除額も自動計算！

(注) ご利用には、保険会社等の控除証明書等の発行主体がマイナポータル連携に対応している必要があります。



※ 画面は開発中のものです。
マイナポータルはこちら

国税庁特設ページ



令和2年10月

マイナポータル連携のご利用に当たっては、マイナポータルの初期設定が必要となります。詳しくは国税庁ホームページのマイナポータル連携特設ページをご確認ください。

国税庁 法人番号7000012050002



別添2
内閣府マイナポータル

申告書の自動入力拡大します！

確定申告 × マイナポータル

マイナポータル連携で自動入力される情報は今後順次拡大！！

(注) ご利用には、保険会社等の控除証明書等の発行主体がマイナポータル連携に対応していることが必要です。
令和2年10月時点の情報を基に作成しています。

令和2年分から自動入力

令和3年分から自動入力予定

令和4年分以降順次拡大予定

住宅ローン関係

医療費関係

例えば・・・
社会保険

株式等の取引関係

ふるさと納税

源泉徴収票

生命保険控除証明

地震保険控除証明

その他

詳しくはこちら



国税庁マイナポータル連携特設ページ

